

輪島市監査公表第33号

輪島市長より、平成23年11月18日付け発輪監査第160号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年12月27日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発輪福第 822 号

平成 23 年 12 月 9 日

輪島市監査委員 湊 良作 様

輪島市監査委員 中山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 福祉環境部 福祉課
監査執行年月日 平成23年10月27日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①保育料について 保育料の滞納が毎年課題となっている。致し方ない部分もあると思うが、今年度導入された滞納システム等を活用し、再度、保育料納付を促し早期回収及び新たな滞納防止に努められたい。</p>	<p>子ども手当からの徴収等により、保育料の滞納額は減少してきておりますが、ご指摘のとおり、今後滞納システム等を活用しながら保護者に保育料納付を促し早期回収及び新たな滞納防止に努めていきたい。</p>	<p>措置方針等</p>